

日 銀 業 第 1 3 8 号
2 0 1 9 年 2 月 2 6 日

担保差入金融機関等
日本銀行に振替社債等の担保差入 御中
を行う金融機関等の口座管理機関

日 本 銀 行 業 務 局

振替社債等の担保差入事務の一部見直しに伴う必要書類の提出等について

「振替社債等の担保差入事務の一部見直しについて」（2018年5月31日付日銀業第385号）によりお知らせしましたとおり、日本銀行では、振替社債等の担保差入の申出に関する事務（以下「振替社債等担保差入関係事務」といいます。）を、口座管理機関^(注1)が、担保差入金融機関等^(注2)の依頼にもとづき、日本銀行金融ネットワークシステムによりオンライン入力を行う手続とする見直しを、本年8月26日を実施候補日として行う予定です^(注3)。

つきましては、次の1. から3. までに掲げる金融機関等におかれましては、当該見直しにあたり、それぞれ必要書類の提出等の対応を行って頂く必要がありますのでお知らせします。

なお、次の1. から3. までに掲げる金融機関等に該当しない金融機関等におかれましては、対応は不要ですので申し添えます。

(注1) 株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が定める社債等に関する業務規程に定める「直接口座管理機関」をいいます。以下同じです。

(注2) 日本銀行との間で「担保に関する基本約定」を結んだ金融機関等をいいます。以下同じです。

(注3) 「日本銀行金融ネットワークシステムにおける機能見直しの実施候補日について」（2019年2月26日付日銀業第137号）をご参照ください。

1. 約定金融機関等^(注1)のうち、口座管理機関を通じて振替社債等の担保差入を行う金融機関等（以下「振替社債等担保差入委託者」といいます。）^(注2)

「担保に関する細則」にもとづき日本銀行に提出頂いている振替社債等の担保差入にかかる「特約書」に代わり、別に定める振替社債等担保差入関係事務

の委託にかかる「特約書」（以下「代行用特約書」といいます。）を提出頂く必要があります^(注3)。

代行用特約書は、振替社債等担保差入委託者および担保差入代行口座管理機関（振替社債等担保差入委託者から、振替社債等担保差入関係事務を受託する口座管理機関をいいます。以下同じです。）の双方の代表者が、記名捺印または署名のうえ、担保差入代行口座管理機関を通じて、本年6月上旬までに日本銀行に提出頂く予定としております。

このため、振替社債等担保差入委託者におかれましては、代行用特約書に代表者が記名捺印または署名のうえ、担保差入代行口座管理機関に提出頂くこととなります。

なお、代行用特約書の書式については、本年4月頃を目途に日本銀行よりお知らせします。

(注1) 日本銀行との取引の担保として適格振替社債等（日本銀行が担保として適格と認める振替社債等をいいます。）を差入れることに関し特約を結んだ金融機関等をいいます。本年8月26日までに新たに約定金融機関等となることを希望する金融機関等を含みます。以下同じです。

(注2) 具体的には、口座管理機関から口座の開設を受け、機構における当該口座管理機関名義の顧客口から日本銀行名義の質権口への振替を行うことにより、振替社債等の担保差入を行っている約定金融機関等（本年8月26日までに振替社債等の担保差入を開始することを希望する約定金融機関等を含みます。）をいい、機構加入者（機構から振替口座の開設を受けた者をいいます。以下同じです。）である約定金融機関等を含みます。

(注3) 振替社債等区分（短期社債等かまたは短期社債等以外かの区分をいいます。以下同じです。）毎に委託の有無および委託する場合の担保差入代行口座管理機関を定めることができます。このため、振替社債等区分毎に異なる担保差入代行口座管理機関を定める場合には、2通の代行用特約書の提出が必要となります。

なお、振替社債等区分の一方において、担保差入代行口座管理機関への委託を行わない場合（すなわち、機構における当該約定金融機関等名義の保有口から日本銀行名義の質権口への振替を行うことにより、振替社債等の担保差入を行う場合）には、「担保に関する細則」にもとづき日本銀行に提出頂いている「特約書」は、当該区分において引き続き有効となります。

2. 担保差入代行口座管理機関

1. のとおり、代行用特約書は、振替社債等担保差入委託者および担保差入代行口座管理機関の双方の代表者が、記名捺印または署名のうえ、担保差入代行口座管理機関を通じて日本銀行に提出頂く予定としております。

担保差入代行口座管理機関におかれましては、振替社債等担保差入委託者の代表者が記名捺印または署名した代行用特約書が提出されますので、当該代行特約書について、代表者が記名捺印または署名のうえ、本年6月上旬までに担保差入代行口座管理機関の取引主要店である日本銀行本支店に提出頂くこととなります。

なお、代行用特約書の書式および取引主要店への具体的な提出期限については、本年4月頃を目途に日本銀行よりお知らせします。

3. 本年8月1日から同月26日までの日を適用日として機構加入者コードの登録、変更または抹消を行うことを予定している金融機関等

本年8月1日から同月26日までの日を適用日として、機構加入者コードの登録、変更または抹消を行うことを予定している金融機関等におかれましては、日本銀行における対応の都合上、本年5月10日（金）までにその旨を業務局総務課営業・国債業務企画グループ（連絡先は末尾照会先をご参照）にご連絡ください。

具体的には、以下の例に掲げる場合が想定されます。

- 例)・機構加入者でない約定金融機関等が、①機構加入者となる場合、②口座管理機関を変更する場合、③約定金融機関等でなくなる場合。
- ・機構加入者である約定金融機関等が、①口座管理機関から口座の開設を受け、機構における当該口座管理機関名義の顧客口から日本銀行名義の質権口への振替を行うことにより担保差入を行うことを希望する場合、②約定金融機関等でなくなる場合。

＜本件に関する照会先＞
業務局 総務課 営業・国債業務企画グループ
中村（翠）（03-3277-2585）
瀧口（03-3277-1444）

以 上